

公営・町営住宅の募集について

富士見町営住宅条例第3条第2項の規定により、住宅の募集を次のように行うことを公示する。

令和8年6月1日

富士見町長 渡辺 葉

1. 募集住宅 (3戸)

住宅名 富里公営住宅 B301号 (平成11年度建築)
所在 富士見町落合 11227番地 32
間取 1DKY

住宅名 境滝坂公営住宅 6号 (昭和59年度建築)
所在 富士見町境 7367番地 1
間取 3DKY

住宅名 乙事町営住宅 3号 (昭和60年度建築)
所在 富士見町乙事 529番地 2
間取 3DKY

2. 入居資格 公営住宅法第23条及び富士見町営住宅条例第5条第1項の規定による。

- (1) 地方税を滞納していない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(3カ月以内に婚姻する婚約者を含む)がある者であること。
- (3) 下記の収入基準を満たしている者であること。
収入基準 一般世帯(世帯の総所得額―諸控除額) /12=158,000円以下
裁量世帯 214,000円以下
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 町内に住所または勤務場所を有すること。
- (6) 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと。

3. 申込方法 総務課・管財係備え付けの申込用紙に記入し、必要書類を添えて申し込む。

4. 募集期間 6月1日～6月15日まで

5. 選考方法 公営住宅法第25条及び富士見町営住宅条例第8条の規定により公開抽選により選考する。

6. 入居期間 原則として入居決定後10日以内

7. 家賃

- ・富里公営住宅 B301号 14,300円～28,100円
- ・境滝坂公営住宅 6号 11,800円～23,200円
(公営住宅法に基づき、世帯収入、立地条件、規模、建築年数等を基に算定)
- ・乙事町営住宅 3号 34,700円
(富士見町営住宅条例により決定)